第３号議案

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則等の一部改正について、別紙のとおり提案します。

令和６年３月 22 日

広島県教育委員会教育長　　平　川　理　恵

１　提案の主旨

職場内で職員一人ひとりが自分の意見を自由に出し合える雰囲気を醸成し、「心理的安全性」の定着を図るとともに、令和６年度からの定年引上げ導入後において、主査級の職員が、これまでに培った知識や経験を活用しながら引き続き能力を発揮できるよう、教育委員会事務局等における評価要素である、コンピテンシーモデルに「心理的安全性」の確保につながる内容や、知識や経験の活用といった内容を追加することとし、広島県教育委員会規則等の一部を改正する。

２　一部改正する規則等

・広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令
・広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令
・広島県立学校職員の人事評価に関する訓令
・広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則

３　規則案

別紙のとおり

４　施行期日

令和６年４月１日

広島県教育委員会訓令第　号

本庁
地方機関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年　月　日

広島県教育委員会
教育長　平川　理恵

広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第二（第三条関係）		**別表第二**（第三条関係）	
標準的な職	標準職務遂行能力	標準的な職	標準職務遂行能力
（略）	（略）	（略）	（略）
課長	（略）	課長	（略）
	四　リーダーシップ		四　リーダーシップ
	課の方針を打ち出し、部下から高い信頼を得ながら効果的に組織をまとめ動かしている。		課の方針を打ち出した上で、部下が発言・行動しやすい組織風土を創り出し、高い信頼を得て効果的に組織を導いている。
	（略）		（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
係長	（略）	係長	（略）
	四　リーダーシップ		四　リーダーシップ
	自分なりの方針を伝え、メンバーから意見を集め、組織的に業務に取り組めるよう支援している。		自分なりの方針を伝えるとともに、メンバーが発言・行動しやすい組織風土を保ち、意見を集積し、係全体が業務に取り組めるよう支援している。
	（略）		（略）
主査（監督職員に限る。）	（略）	主査（監督職員に限る。）	（略）
	二　チーム		二　チーム
	係員やチームが		係員やチームが

員を除く。）	ワーク	協力し、信頼し合って仕事を進められるよう気を配っている。
	（略）	（略）
	五　人材育成	後輩（同僚）の不明点や質問に対して、どのような理由にやるかを実際にやって見せ、説明している。
	六　専門性獲得	最新の知識を主体的に習得し、現場での深い検討を通じて、専門領域として活用している。
	（略）	（略）
主任	（略）	（略）
	二　チームワーク	同僚や後輩に対して真摯な態度で接し、連・相・確実な報・意見、質問を行い、信頼感を作り出している。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三（第二条関係）

標準的な職務遂行能力		
（略）	（略）	（略）
所長（六級行政職員等を除く。）	（略）	（略）
	四　リーダーシップ	所属の方針を打ち出した上で、部下が発言・行動しやすい組織風土を創り出し、高い信頼を得て、効果的に組織を導いている。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
主査（監督職員に限る。）	（略）	（略）
	四　リーダーシップ	自分なりの方針を伝えるとともに、メンバーの意見や質問を配り、メンバーを引き出している。

員を除く。）	ワーク	協力し、信頼し合って仕事を進められるよう気を配っている。
	（略）	（略）
	五　人材育成	後輩（同僚）の不明点や質問に対して、どのような理由にやるかを実際にやって見せ、説明している。
	六　専門性獲得	最新の知識を主体的に習得し、現場での深い検討を通じて、専門領域として活用している。
	（略）	（略）
主任	（略）	（略）
	二　チームワーク	同僚や後輩に対して真摯な態度で接し、連・相・確実な報・意見、質問を行い、信頼感を作り出している。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三（第二条関係）

標準的な職務遂行能力		
（略）	（略）	（略）
所長（六級行政職員等を除く。）	（略）	（略）
	四　リーダーシップ	所属の方針を打ち出し、部下から高い信頼を得ながら効果的に動かす組織をまとめている。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
主査（監督職員に限る。）	（略）	（略）
	四　リーダーシップ	自分なりの方針を伝え、メンバ

る。）		に、メンバーが発言・行動しやすい組織風土を保ち、意見を集約し、係全体が積極的に業務に取り組めるよう支援している。
	（略）	（略）
主査（監督職員を除く。）	（略）	（略）
	チームワーク	係員やチームが協力し、信頼し合って仕事を進められるよう気を配り、メンバーの意見や質問を引き出している。
	（略）	（略）
	人材育成	後輩（同僚）の意見や質問を傾聴した上で、どのように見せ、理由や考え方を説明している。
	専門性獲得	常に最新の知識を主体的に習得し、これまでに培った知識や経験と融合させ、現場での深い検討を通じて、専門領域として活用している。
	（略）	（略）
主任	（略）	（略）
	チームワーク	同僚や後輩に対して真摯な態度で接し、確実な報・連・相を行い、信頼感を作り出している。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

る。）		援り組めるよう支援している。
	（略）	（略）
主査（監督職員を除く。）	（略）	（略）
	チームワーク	係員やチームが協力し、信頼し合って仕事を進められるよう気を配っている。
	（略）	（略）
	人材育成	後輩（同僚）の不明点や質問に対して、どのように説明している。
	専門性獲得	最新の知識を主体的に習得し、現場での深い検討を通じて、専門領域として活用している。
	（略）	（略）
主任	（略）	（略）
	チームワーク	同僚や後輩に対して真摯な態度で接し、信頼感を作り出している。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

附　則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第　号

本庁
地方機関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年　月　日

広島県教育委員会
教育長　平川　理恵

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に、「与える」を「与え、成長のために挑戦する組織風土とする」に改める。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に、「打ち出し、部下から高い信頼を得ながら効果的に組織をまとめ動かしている」を「打ち出した上で、部下が発言・行動しやすい組織風土を創り出し、高い信頼を得て効果的に組織を導いている」に、「動機付ける」を「、部下が発言・行動しやすい組織風土づくりや動機付けを行う」に、「フィードバックを与える」を「フィードバックを与え、成長のための挑戦を後押しする」に改める。

別記様式第三号中「平成」を「令和」に、「方針を実現するための環境整備を行う」を「部下が発言・行動しやすい組織風土づくりを行い、方針を実現するための環境を整備する」に、「ＯＪＴを行う」を「ＯＪＴを行い、成長のための挑戦を促す」に改める。

別記様式第四号中「平成」を「令和」に、「伝え、メンバーから」を「伝えるとともに、メンバーが発言・行動しやすい組織風土を保ち、」に改め、「高める」の次に「とともに、メンバーが発言・行動しやすい組織風土を保つ」を加え、「直面させる」を「直面させ、部下の積極的な挑戦につなげている」に改める。

別記様式第五号中「平成」を「令和」に、「配っている」を「配り、メンバーの意見や質問を引き出している」に、「配る」を「配り、メンバーの意見や質問を引き出している」に、「不明点や質問に対して」を「意見や質問を傾聴した上で」に改め、「困っているときに」の次に「、意見や質問を傾聴し」を加え、「最新の知識を主体的に習得し、現場」を「常に最新の知識を主体的に習得し、これまでに培った知識や経験と融合させ、現場」に、「最新の知識を主体的に習得し、専門性」を「常に最新の知識を主体的に習得し、専門性」に、「現場の問題解決で得た要点や注意点」を「最新の知識とこれまで現場の問題解決で得た知識や経験」に改める。

別記様式第六号中「平成」を「令和」に、「報・連・相を行い」を「報・連・相や意見、

質問を行い」に、「報・連・相を行う」を「報・連・相を行い、意見や質問を投げかけている」に改める。

別記様式第七号から別記様式第九号までの様式中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。

広島県教育委員会規則第　号

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年　月　日

広島県教育委員会
教育長　平　川　理　恵

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第８条関係）
イ　教育職
<table>
<tr><th>職　名</th><th>評価項目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>校長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>③教職員人事管理</td><td>教職員の服務監督を適切に行うこと。
教職員が発言・行動しやすい組織風土を創り出すこと。
教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。
主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。</td></tr>
<tr><td>教頭</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>③教職員指導</td><td>教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。
教職員の服務監督を適切に行うこと。
教職員が発言・行動しやすい組織風土を保つこと。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
ロ　（略）
ハ　行政職
<table>
<tr><th>職　名</th><th>評価項目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>総括事務長
事務長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>③事務職員育成</td><td>共同事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第８条関係）
イ　教育職
<table>
<tr><th>職　名</th><th>評価項目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>校長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>③教職員人事管理</td><td>教職員の服務監督を適切に行うこと。
教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。
主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。</td></tr>
<tr><td>教頭</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>③教職員指導</td><td>教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。
教職員の服務監督を適切に行うこと。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
ロ　（略）
ハ　行政職
<table>
<tr><th>職　名</th><th>評価項目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>総括事務長
事務長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>③事務職員育成</td><td>共同事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			共同事務室に属する事務職員等が発言・行動しやすい組織風土を保つこと。
（略）	（略）	（略）	

（略）	（略）	（略）

附　則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第　号

県　立　学　校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年　月　日

広島県教育委員会

教育長　平　川　理　恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後

別表第１（第８条関係）

イ　教育職

職　名	評価項目	内　　容
校長	（略）	（略）
	③教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやすい組織風土を創り出すこと。 教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。
教頭	（略）	（略）
	③教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやすい組織風土を保つこと。
主幹教諭（部主事に限る。以下「部主事」という。）	（略）	（略）
	②教職員の育成	部に属する教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。 部に属する教職員が発言・行動しやすい組織風土を保つこと。
	（略）	（略）

改　正　前

別表第１（第８条関係）

イ　教育職

職　名	評価項目	内　　容
校長	（略）	（略）
	③教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。
教頭	（略）	（略）
	③教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適切に行うこと。
主幹教諭（部主事に限る。以下「部主事」という。）	（略）	（略）
	②教職員の育成	部に属する教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）

備考　（略）

ロ　（略）

ハ　行政職（ニに掲げる職務を除く。）

職　名	評価項目	内　　容
事務部長 総括事務長 事務長	（略）	（略）
	③事務職員育成	事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。 事務室に属する事務職員等が発言・行動しやすい組織風土を保つこと。
（略）	（略）	（略）

二　（略）

（略）	（略）	（略）

備考　（略）

ロ　（略）

ハ　行政職（ニに掲げる職務を除く。）

職　名	評価項目	内　　容
事務部長 総括事務長 事務長	（略）	（略）
	③事務職員育成	事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
（略）	（略）	（略）

二　（略）

附　則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。